

広島県告示第三百三十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条の六第三項において準用する第十条の六第二項の規定によって、広島県指定試験機関から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 広島県指定試験機関の名称及び事務所の所在地

1 名称

財団法人建築技術教育普及センター

2 事務所の所在地

東京都中央区京橋二丁目一四番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

名称

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
		財団法人建築技術教育普及センター			公益財団法人建築技術教育普及センター

三 変更年月日

平成二十五年四月一日